

## 第5章 多様な価値を持つ幅広い分野の文化財の把握

### 1 文化財の把握調査の概要

#### 1) 把握調査の概要

本庄市の文化財については、これまで国・埼玉県（教育委員会及び所管の博物館施設等）・本庄市など、行政が主体となって様々な把握調査（所在調査・総合調査等）が行われ、報告書等が刊行されてきました。本計画の作成においては、これら既往の報告書等に掲載された文化財を整理することで、市内文化財の総合的な把握を行いました。

また、本計画では、調査・研究の側面だけでなく、市民等の意向や文化財行政以外からの視点などを加えた、より幅広い文化財の把握するために、テーマに沿った事柄について公募・有識者選定・私選が行われた各種「百選」や、伝統的工芸品、観光情報（ガイドブック、パンフレットなど）に掲載された文化財も把握調査の対象としました。

調査で把握した文化財のうち、国・県・市の文化財指定等を受けているものを除いたリストを「巻末資料2 未指定文化財リスト」、市内文化財の総合的な把握に用いた既往の報告書等については「巻末資料3 既往調査一覧」として掲載しました。

#### 2) 把握調査の進捗状況

把握調査の進捗状況を〔表 5-1〕に整理しました。

把握調査の進捗状況を概観すると、建造物、古文書、考古資料、無形の民俗文化財、遺跡については、一部に追加の調査を行う余地も見られますが、概ね把握は進んだものと考えます。なお、調査の余地があるものとしては、建造物：養蚕民家<sup>ようさん</sup>、無形の民俗文化財：年中行事、遺跡：近代産業遺跡などが挙げられます。

また、絵画、彫刻、歴史資料、無形文化財、有形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物については、一部に調査不足の時代・種別も見られますが、一定の把握が行われています。調査不足の時代・種別としては、絵画：近代、彫刻：近世～近代、歴史資料：石造物・奉納額以外のもの、有形の民俗文化財：資料群やコレクションとして所蔵するもの、地質鉱物などが挙げられます。上述の文化財分類については、これまでの把握成果を基礎資料とし、不足の範囲について補完が必要です。

工芸品、書跡・典籍、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群については、既往調査が行われていない（又は確認できていない）ため、本計画期間における体系的・総合的な把握調査が必要です。

#### 3) 今後の把握調査の方向性

本計画の限られた作成期間においては、国・県が主体の調査報告書の確認を優先したため、自治体史・市の調査報告書について一部確認が行き届きませんでした。本計画期間においては、これら未調査の文献について補完し、把握を進める必要があります。

全体的な傾向として、既往調査の報告書等は昭和30年代に刊行されたものもある中で、掲載された多くの文化財に対して追跡調査が行われていません。そのため、報告書の刊行から現在に至るまでに、道路拡幅をはじめとする社会資本整備・環境破壊・自然災害・後継者不足など様々な理由により滅失やき損、継承が断絶した文化財が存在するおそれがあります。未指定文化財の活用を進めるうえで、文化財の現状確認は必要です。

表 5-1 文化財の把握調査の進捗状況

凡例 ○：調査成果あり、×：該当なし、△：調査不足、未：未調査（又は未確認）  
 ※時代の区ができない文化財は、枠を一括りで表しています。

		原始	古代	中世	近世	近代	備考（把握調査の進捗状況）	
有形文化財	建造物	×			○	○	一定の調査成果は認められるが、追跡調査が行き届かず、滅失したものが把握できていない。養蚕民家は把握調査の余地がある。	
	美術工芸品	絵画	×		○	○	未	近代の絵画について把握調査が行われていない。中世・近世の絵画は追跡調査が行き届かず、現況が把握できていない。
		彫刻	×		○	△	未	中世仏像の把握調査が中心で、近世・近代の彫刻について把握調査が行き届いていない。
		工芸品	×		未	未	未	工芸品に関する把握調査の成果が認められない。
		書跡・典籍	×			未	未	書跡・典籍に関する把握調査の成果が認められない。
		古文書	×		○	○	○	調査成果は認められるが、追跡調査が行き届かず、所在の現況が把握できていない。
		考古資料	○	○	○	○	△	出土資料については、発掘調査の中で実測や年代特定等の把握が進んでいる。
		歴史資料	×		△	△	△	中世・近世の石造物、奉納額は把握調査が行われているが、その他の歴史資料については把握調査の余地がある。
無形文化財		×				△	該当する文化財について把握しているが、保持者（保持団体）への追跡調査が行われていない。	
民俗文化財	有形の民俗文化財	×			△	△	個々の文化財情報は把握できるが、市収蔵品との整合が未確認。また、資料群やコレクションとして所蔵するものの整理や把握ができていない。	
	無形の民俗文化財	○					民俗文化財・民俗工芸・民謡などは追跡調査が不足し、既往調査以降の変化や現在の伝承状況等の把握が行き届いていない。年中行事については把握調査の余地がある。	
記念物	遺跡	○	○	○	○	△	発掘調査や文献調査によって、遺跡又は比定地が把握されている。近代の遺跡に関する把握調査が行き届いていない。	
	名勝地	未					名勝地に該当する文化財は確認できるが、把握調査は行われていない。	
	動物・植物・地質鉱物	△					自然環境に対する把握調査は行われているが、文化財保護の観点による把握調査が不足している。地質鉱物については把握調査の余地がある。	
文化的景観		×		未	未	未	文化的景観に該当する地域は確認できるが、把握調査は行われていない。	
伝統的建造物群		×			未	未	伝統的建造物群に該当する地区は確認できるが、把握調査は行われていない。	
その他の文化財		未					既存の調査研究の蓄積がなく、現状で把握できていない。	

また、既往調査において把握・認識されていない文化財や、既往調査時に報告書への掲載が見送られたが時代の経過とともに文化財としての価値が生じているものが潜在する可能性も考えられ、これらを掘り起こしていくことも必要です。

加えて、行政がこれまで実施してきた文化財の把握調査（所在調査・総合調査等）は、文化財保護法で定義された6種類の文化財を中心に実施されました。そのため、今後は本計画で保存・活用の対象とする「その他の文化財（地域の人々が大切にしているもの、守り伝えたいと考えるもの）」の把握を進める必要があります。

## 2 文化財の調査・研究に関する課題

本計画作成に向けて実施した文化財の把握調査、指定等文化財の所有者・管理者に対するアンケート調査、これまでの文化財行政の運営などを通して明らかとなった、本庄市の文化財の調査・研究に関する課題を以下に整理します。

### ① 把握調査の課題

本庄市における文化財の把握調査の全体的な課題は、前項で示したとおり、保存・活用すべき文化財の全体像の把握と、それらの現況確認が十分でないことが挙げられます。

特に、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群の類型に対する把握調査が滞っており、自然、町並み、地域の人々の生活・生業や風土によって形成された景観などに対する把握が十分ではありません。中山道最大の宿場町であった本庄宿や、鎌倉街道<sup>かまくらかいどう</sup>上道<sup>かみづみち</sup>によって古くから栄えた児玉地域市街地<sup>こだま</sup>については、いずれも文化財の集積地となっています。しかしながら、未指定の歴史的建造物（町家・土蔵など）について、建て替えや空き家対策、災害時における倒壊が危惧されるなどの理由によって解体が増加しています。歴史的景観が失われつつあるため、町並みに対する面的な調査は急務です。

また、これまで把握した文化財の情報には、半世紀以上前の所在調査によるものも含まれているため、現況（現存又は滅失の状況、特に現存の場合はき損や改変、継承の状況など）が把握できていない状態です。加えて、本計画で新たに保存・活用の対象とする「その他の文化財（地域の人々が大切にしているもの、守り伝えたいと考えるもの）」の把握も行わなければなりません。

なお、本市の歴史文化に関して発信する情報は、未だ合併前の行政単位で行われた既往調査の成果に頼るところが大きく、分類ごとの情報量に地域による偏りが生じています。将来的には次回の市史編纂<sup>へんさん</sup>に備えて情報・資料の収集・整理を行い、文化財の情報検索機能を備えたデータベースを整え、定期的に更新する仕組みづくりが必要です。

### ② 詳細調査の課題

これまでの把握調査で確認された文化財の課題として、詳細調査が行われず、価値評価が定まらないものが多く存在していることが挙げられます。既往調査から相応の年月が経過している文化財や調査時に詳細調査の対象とならなかった文化財の中には、再調査によって価値評価が高まる可能性があるものもあり、再評価の作業が求められます。

### ③ 価値評価の課題

文化財の新たな指定が滞っていることが課題として挙げられます。なお、本市における文化財の指定は、国指定が昭和19（1944）年11月の「塙保己一旧宅」（史跡）、県指定が平成29（2017）年3月の「本庄金鑽神社社殿」（県指定有形文化財）、市指定が平成28（2016）年4月の「児玉仲町の山車」（<sup>なかもち</sup>児玉

本町の山車」(いづれも市指定民俗文化財)を最後に行われていません。特に、市指定民俗文化財である8台の山車・屋台を用いる「本庄まつり」については、祭礼自体の文化財指定を望む市民からの強い要望もありますが、指定に向けた学術調査や資料整理が実施できていない状況です。

文化財の登録は、令和3(2021)年6月24日に「田島亀夫家住宅主屋」、令和4(2022)年2月17日に「田島亀夫家住宅蚕室」が相次いで登録を受けました。一方で、市内には文化財登録原簿への登録が望ましい地域の歴史を示す貴重な文化財が多数所在しています。「厳重な規制と手厚い保護」を行う従来の指定制度を補完するように「緩やかな保存を行う」という登録制度の意義を考慮すると、今後の積極的な登録制度の利用と登録後の建物の活用が求められます。

### 3 文化財の調査・研究に関する方針

前項までに整理した課題の解決に向けて、文化財の調査・研究に関する方針を以下に整理します。

#### ① 把握調査の方針

**【多種多様な文化財を広く把握し、まちづくりに資する文化財情報を収集します】**

既往の把握調査の結果から、特に古文書や考古資料を除く美術工芸品や名勝地・動植物等の記念物、文化的景観や伝統的建造物群、その他の文化財についての把握調査ができていないことが明らかです。そのため、調査不足の類型に関する未指定文化財の把握調査を推進します。また、把握調査で確認された未指定文化財について追跡調査を実施し、現況(現存又は滅失、現存の場合はき損や改変、継承の状況など)を把握します。

また、「その他の文化財」については、市民の協力をもって文化財情報の収集を行います。

文化財に関する情報・資料の収集・整理を進め、将来的な市史編纂や文化財情報の検索システム構築等の活用に向けて、文化財のデータベースを整えます。

#### ② 詳細調査の方針

**【詳細調査を実施して文化財の価値を高めます】**

詳細調査によって文化財の価値評価を明確にします。既に調査が行われた文化財についても再調査によって新たな価値の把握や文化財群としての価値を見出すことで、再評価を行います。

#### ③ 価値評価の方針

**【未指定文化財の価値を把握し、文化財の新規指定・登録件数の増加へつなげます】**

文化財保護審議会と連携して文化財の指定・登録等を推進します。市民に対して、国登録文化財制度の理解向上や有用性の周知に努め、市民とともに本市のまちづくりへの活用方法を模索します。

### 4 文化財の調査・研究に関する措置

前項で定めた文化財の調査・研究に関する方針に対する具体的な措置を[表5-2]に示し、本庄市の文化財の調査・研究に関するアクションプランとします。

調査・研究に関わる事業実施の財源については市費の利用を中心とし、国・県の補助金・交付金(文化財補助金等)の利用を検討していきます。文化財の登録に向けた調査等の費用については原則所有者負担となりますが、まちづくりに資する文化財の登録に際しては市の支援・補助を検討していきます。

表 5-2 文化財の調査・研究の措置一覧

基本方針	目的	事業番号	事業名	事業内容	事業計画期間			取組主体				財源	
					前期	中期	後期	行政	専門家 大学等	所有者 管理者	市民		団体
基本方針1 市内に所在する文化財とその情報を把握します	調査・研究	多種多様な文化財を広く把握し、まちづくりに資する文化財情報を収集します											
		1-①	未指定文化財の把握調査・データベース整理事業	未指定文化財（名勝地、文化的景観、伝統的建造物群等）の把握調査を実施する。将来の市史編纂や文化財情報検索システム構築に備え、基本情報・基礎資料を収集・整理したデータベースを作成する。	■	■	■	○	○	○	○	○	市費
		1-②	未指定文化財の現況確認（追跡調査）事業	これまで把握された未指定文化財の中から、歴史文化の特徴との関連性が高いものを中心に、保存・活用に向けた現況確認（追跡調査）を実施し、現況（現存／滅失、き損・改変状況、伝承の状況など）を記録する。	■	■	■	○	○	○	○	○	市費
		1-③	市民遺産登録・認定制度の創設	市民遺産登録・認定制度を創設し、市民自らが保存・活用すべき文化財を選出する。	■	■	■	○	○	○	○	○	市費
		詳細調査を実施して文化財の価値を高めます											
		1-④	文化財詳細調査及び報告書作成事業	文化財の詳細調査を推進し、必要に応じて報告書を作成する。	■	■	■	○	○	○	○	○	市費
未指定文化財の価値を把握し、文化財の新規指定・登録件数の増加へつなげます													
1-⑤	指定・登録等の推進によるまちづくり連携事業	本市の歴史文化の根拠をなす文化財の指定・登録等を推進し、まちづくりにおけるシンボルとなりうる指定等文化財の増加を目指す。文化財の指定・登録に向けた調査については市が支援・補助を行う。	■	■	■	○	○	○	○	○	指定：市費 登録：市補助		

凡例 ◆事業計画期間 前期：令和5（2023）～令和7（2025）年度 中期：令和8（2026）～令和11（2029）年度  
後期：令和12（2030）～令和14（2032）年度

◆取組主体 行政：本庄市（国、埼玉県との協働を含む） 市民：本庄市民  
専門家・大学等：大学、博物館、研究者など 団体：保存活用支援団体、市民活動団体、  
所有者・管理者：文化財の所有者・管理者・保護団体など 各種団体、協議会、企業など

◎：主として取り組む主体  
○：協力して取り組む主体

※措置の具体的な内容を「第9章 文化財の一体的・総合的な保存と活用」に示したものがあ

## 5 文化財の調査・研究に関する体制とその整備

文化財の調査・研究に関する取組は、文化財保護課が積極的に主体を担い、文化庁や埼玉県教育委員会、本庄市文化財保護審議会等の指導・助言を受けて行います。なお、文化財の把握調査には、市民や保存活用団体の情報提供をはじめとする協力も必要不可欠です。地域の人々が大切にし、守り伝えたいと考える物事についての情報提供を受けられる体制の整備を目指します。詳細調査は、所有者・管理者の理解・同意を得て行い、市の学芸員や文化財保護審議会だけでなくヘリテージマネージャー（歴史的建造物の保存・活用に関わる専門家）等の専門家や大学等への委託・協力によって実行します。

調査結果は、報告書の刊行に加え、説明会や講演会等を開催するなどして、所有者・管理者、市民、団体等へ周知を図り、文化財価値の普及・啓発に努めます。さらに、専門家・大学等による自主的な調査・研究の成果など様々な文化財情報についても、皆で共有できる体制の整備を目指します。

調査により特に高い価値が明らかとなった文化財は、指定・登録文化財として保存・活用を図ります。なお、指定・登録制度への所有者・管理者の理解が不可欠となるため、行政による制度の啓発に努めます。

文化財の調査・研究に関して、各取組主体がどのような役割を担い実行する必要があるのか、[表5-3]に整理しました。

表 5-3 調査・研究に関する取組主体ごとの役割

取組主体	役割	対象
行政	取組主体としての調査の実行	
	情報収集・情報共有の体制整備	
	調査への協力依頼	⇒ 所有者・管理者
	調査実施に関する広報	⇒ 市民、団体
	調査・研究の委託	⇒ 専門家・大学等
	調査・研究の専門的知見に関する指導・助言の依頼	⇒ 専門家・大学等
	文化財データベースの作成	
	文化財指定・登録の同意形成	⇒ 所有者・管理者
	文化財指定・登録の事務手続き	
	調査報告書の作成・刊行	
	調査成果・文化財価値の普及・啓発（主に保存に向けた意識啓発）	⇒ 市民
	調査成果・文化財価値の普及・啓発（主に活用に向けた基礎情報の提供）	⇒ 団体
	市民遺産登録・認定制度の創設・公募	
専門家 大学等	調査・研究の受託	⇒ 行政、所有者・管理者
	調査報告書の監修協力	⇒ 行政
	文化財指定・登録の支援	⇒ 行政、所有者・管理者
	文化財の評価・価値説明	⇒ 市民、団体
	調査成果・文化財価値の普及・啓発への協力	⇒ 行政
所有者 管理者	調査協力依頼に対する同意	⇒ 行政
	（事業主としての）調査の委託	⇒ 専門家・大学等
	文化財指定・登録への同意	⇒ 行政
市民	その他文化財（地域の人々が大切にしているもの、守り伝えたいと考えるもの）の情報提供	
	調査への協力	⇒ 専門家・大学等
	市民遺産の登録・認定の要望	⇒ 行政
団体	その他文化財（地域の人々が大切にしているもの、守り伝えたいと考えるもの）の情報提供	
	調査への協力	⇒ 専門家・大学等
	市民遺産の登録・認定の要望	⇒ 行政